

朝霞市自治会連合会  
市長を囲む意見交換会報告書  
《平成28年度》

日時：平成28年11月10日（木）15時30分～16時30分  
場所：朝霞市民会館（ゆめぱれす）高砂の間

平成28年度  
市長を囲む意見交換会 次第

1 開会 (司会 浅川連合会副会長)

2 開会あいさつ (松尾連合会会長)

3 市長あいさつ

4 来賓あいさつ

朝霞市議会 野本議長

5 意見交換

自治会連合会、各自治会・町内会からの質問

6 閉会 (梶原連合会副会長)

# 平成28年度 市長を囲む意見交換会 質疑内容

自治会連合会 質問者：浅川連合会副会長

## No.1 自転車の乗り方について

一般道路上において、自転車の乗り方が非常に悪いのが目立ちます。例えば一時停止をしないで優先道路を横切ったり、右側通行だったりと大きな事故になりかねない状態が多く見受けられます。自動車を運転する方であればそう感じる事と思われれます。

看板の設置や、各団体、学校などに指導を徹底できないでしょうか。特に学校のクラブ活動などで対外試合に出かける前に注意していただきたいと思ひます。

### (回答) 鳴学校教育部長

市といたしましては、自転車の乗り方については、右側通行による事故の多発等報道されていることから、年4回の交通安全街頭啓発活動にて、チラシや啓発物資の配付を通じて啓発を実施しております。

また、市のホームページにおいても同様の内容の啓発を実施しております。

なお、看板の設置については、見通しの悪い交差点など危険箇所に設置してまいりたいと考えております。

小学校におきましては、四年生全員に自転車運転免許実技試験を実施しております。朝霞警察署の警察官の指導を受け、正しい自転車の乗り方を身に付けることを目的としております。

中学校の部活動におきましては、自転車で会場へ行く場合は、安全に移動できるよう、顧問も同行するようにしております。顧問が同行できない場合におきましては、学校に集合し、交通安全やルート等の指導や確認をしてから出発させています。

しかしながら、指導が十分に行き届いていない部分もございますので、対外試合等の際の自転車の乗り方について、再度学校に指導してまいります。

自治会連合会 質問者：浅川連合会副会長

## No.2 水害時の避難所等について

市が指定する避難所ですが、水害の場合、低地にあり避難所に適さない避難所については表示板には何も触れられていません。

水害の場合はどこの避難所を利用すればいいのかを表示しておくのが現実的ではないでしょうか。台風9号のときは、どこに避難すべきなのか、と町内会役員に問合せが多くありました。

また、各河川には警戒水位の基準が定められていると思いますが、先日の台風9号の際、川の増水が早く、あっという間に低地帯が冠水しました。

素人でも分かるように、大きな橋の付近の見やすいところに警戒水位標等を設置できないものでしょうか。

### (回答) 重岡危機管理監

現在、市が指定する避難場所に設置してある看板は、ほぼ同じ内容が表示されておりますが、地震や水害など災害に応じて避難できる施設が異なってきますので、今後、避難場所看板の改修をする際に表示内容を検討してまいります。

また、河川の水位標については、河川管理者が設置しております。黒目川には、埼玉県が浜崎地内付近に設置し、観測を行っているところです。

埼玉県に確認したところ、観測地点以外に水位標を設置することは、難しいとのことですが、現在、パソコンやスマートフォンなどで黒目川の水位が確認できることや今後、既に設置してある水位標を分かりやすく色分けして表示したりライブカメラを設置してパソコンなどで閲覧できるようにするなど、改善を図る予定と伺っております。

なお、台風などの大雨時に河川氾濫の可能性がある場合は、浸水想定区域外の避難場所等へ避難していただくこととなりますので、平常時から各自のお住まいが浸水想定区域に該当しているか否かを確認し、災害時に避難の必要性を判断していただきたいと思っております。

**自治会連合会** 質問者：梶原連合会副会長

### No.3 旧猪苗代湖自然の家について

昨年度の朝霞市自治会連合会 会長研修会で福島県須賀川市を訪問した際に、朝霞市の旧猪苗代湖自然の家に立ち寄りしました。長年、自然の家として私たち市民には愛着のある場所ですので、今後どうされるのか方針等がありましたら教えてください。

### (回答) 富岡市長

旧猪苗代湖自然の家につきましては、昭和53年の開所以来、市内小中学校の林間学校をはじめとして、市民の保養やレクリエーションの活動の拠点として、多くの方々にご利用をいただいております。

しかしながら、平成21年度に市有公共施設耐震化計画に基づく耐震診断を実施したところ、耐震性能の基準値を満たしていないことが判明しましたので、平成

22年4月に施設の利用を中止し、平成23年4月に条例を廃止したものでございます。

その後、地元自治体の福島県及び会津若松市に対しまして、現況のまま活用していただける可能性がないか、再三働きかけてまいりましたが、折しも平成23年3月に東日本大震災が発生し、地元自治体ではその復興を最優先としているため、旧猪苗代湖自然の家の土地・建物の活用を検討することは難しいとのことであり、その後進展が見込めない状況にございました。

そのため、民間事業者等への売却についても検討を行い、本年7月に公募入札を実施いたしましたところ、1団体から応募があり売買契約を締結し、契約金額は約219万円でございます。また、建物の解体費用は約1億4千万円でございますので、市といたしましては、解体は行わず、建物がある現状のまま売却したいと考え、公募入札を実施した結果、1団体が現状のまま使用していただけるとのことでしたので、売買契約をいたしました。しかしながら、契約先から期限を過ぎましても代金の納入がされず、結果的には契約の解除に至った次第でございます。

したがって、今後も売却に向けて努力してまいります。利活用が難しい土地でございますので、近いうちに、解体せざるを得ないと考えております。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、解体費用が約1億4千万円もかかりますので、今後につきましては、慎重に見極めていきたいと思っております。

その上で、地元自治体等の活用に道が開けないかなど検討してまいります。

**自治会連合会** 質問者：松尾連合会会長

#### **No.4 マイナンバーカードについて**

昨年度の「市長を囲む意見交換会」でもお伺いしましたが、引き続きマイナンバーカードについてお尋ねします。マイナンバーカードが今年の1月から交付が開始されておりますが、具体的に私たち市民にとってメリットがどのようなものがあるのかお聞かせください。

#### **(回答) 内田市民環境部長**

マイナンバーカードについてお答えさせていただきます。

平成27年10月から個人番号制度が実施され、住民登録をされている市民の皆様に個人番号が附番されました。そして、その個人番号をお知らせするためのカードである「通知カード」を簡易書留でお届けしています。

個人番号カードいわゆるマイナンバーカードの申請は、任意となっていて、申請の期限もございません。申請は、この通知カードと一緒に付いてきている申請用紙で申請をしていただくことができ、現在、約1ヶ月で取得することができます。

朝霞市のマイナンバーカード交付状況は、平成28年10月1日現在、11,029件で約8.1パーセントの方が取得しています。

マイナンバーカードのメリットの1つ目は、「顔写真付きの身分証」としてお使いいただけます。マイナンバーカードは1枚で個人番号と本人確認ができるカードとなっており、様々な場面で利用できます。

2つ目は、朝霞市では、平成29年2月から開始するコンビニ交付をご利用いただけます。コンビニ交付とは、マイナンバーカードを使って、住民票、印鑑登録証明書、課税・非課税証明書が全国のコンビニエンスストアでお取りいただけます。利用できる時間は、年末年始などを除いて、午前6時30分から午後11時まで利用できます。

3つ目は、マイナンバーカードを用いて、マイナポータルを利用できるようになります。マイナポータルとは、自宅のパソコン等から行政機関が保有する自分に関する情報や、自分に対して必要なお知らせ情報などを確認できるものとして、平成29年7月から運用が開始される予定です。

他にもマイナンバーカードでe-TAXと呼ばれる、パソコンとインターネットを使った確定申告ができたり、将来的には、マイナンバーカードの民間利用が予定されているなど、ますます用途が広がってまいります。

しかし、メリットもございしますが、取扱いに注意をしていただきたい点もございします。

皆様もニュース等でお耳にされたこともあると思いますが、マイナンバー詐欺といわれる詐欺が発生しています。例えば、「マイナンバーカードの登録にお金が必要です。」や「あなたの個人情報が出ています。マイナンバーが他人に漏れると不利益なことが起こるので、個人情報削除の手続きにお金が必要です。」などといった詐欺の手口がございします。

マイナンバーの制度でお金を請求することはございません。市役所の担当者が訪問して、個人番号を聞いたり、お金をお預かりすることも一切ございません。口座番号や暗証番号、現金やキャッシュカードを要求されても絶対に応じないようにしてください。

通知カードやマイナンバーカードは、運転免許証や健康保険証などと同じように、ご自身でしっかりと管理していただきますよう、お願い申し上げます。

## No.5 大雨時の交通被害について 「シャルマンコーポ第2朝霞自治会」

質問者：川上会長

先ごろ行われた、市道468号線の排水整備工事については、道路沿線住民は市に対して大層感謝しているところです。

しかし、それでも特に末無川の交差点（蕎麦屋）から入る黒目川方面への道路は、大雨時には、緑ヶ丘から下ってくる雨水と駅からバス道路を下ってくる雨水とが合流して流れ込み、その量は排水量を大きく上回って、くるぶし辺りまでの深さとなります。

勿論、排水整備工事のおかげで、雨がやめばすぐにその雨水の流れは引きますが、大雨が降り注いでいる間も、心ない者が運転する車は、通常通りのスピードでそのくるぶし辺りまでの深さの雨水の流れの中を通り抜け、道路沿線の店や家屋に大量にその雨水の大飛沫や大波をぶつけています。ある事務所などは大雨時には厚板を固定して防御せざるを得ない状況です。

従って、このような被害を避けるために、大雨時にはこの道路の交通規制や自動車の速度制限などが設けられるよう、警察署と話し合ってもらえないものかと憂えている次第です。

### （回答）澤田都市建設部長

末無川交差点周辺地域につきましては、雨水が集まりやすい地形となっており、市といたしましても雨水冠水対策が必要な地域と認識しております。

市では、平成27年10月に完成した市道468号線の排水整備工事に続き、シャルマンコーポ第2朝霞前の道路の窪み部分の嵩上げと、排水整備の工事を進め、今年5月に完成いたしました。工事の際には、マンション管理組合の皆様の多大な協力のもと、密に連携をとりながら施工させて頂きました。この場をお借りして御礼申し上げます。

しかしながら、近年のゲリラ豪雨の雨量増大や、周辺の宅地開発による下水管に流入する雨水の増加から、工事完成後も冠水が発生しているのが実情でございます。また、冠水した際に車両が通行し、その波が沿道の家屋や建物に押し寄せている状況にあることも承知しております。

市では、このたびのご意見を踏まえ、朝霞警察署交通課に伺い、大雨時の交通規制や速度制限ができないか相談いたしました。が、「冠水時徐行」などの看板設置や路面表示は、事例も無いため難しく、運転手のマナーに頼るしかないとの回答でございました。

市といたしましては、ご指摘の内容を課題と捉え、今後どのような対策が考えられるか、検討してまいりたいと考えております。

## No.6 放置農地への対応と市道の除草について 「溝沼第二町内会」

質問者：浅川会長

近年、農地が荒れ果て、不耕作の状態で雑草が生い茂っている田畑が見受けられます。担当課から指導や警告はされているのでしょうか。

また、今年は意外と雨量が多かったと思われませんが、歩道および歩道と車道の間付近に雑草が繁茂しているのが見受けられます。

除草について、市としての対応の説明をお願いいたします。

### (回答1) 内田市民環境部長

はじめに、不耕作の状態で雑草が生い茂っている農地への対応につきましてお答えいたします。

近年、農業者の高齢化や担い手不足により不耕作地が増加していることは、全国的な問題となっており、朝霞市においても同様であることを認識しております。

市では、農業委員会と連携して毎年7月に農業委員と市職員が市内の全農地を巡回する、農地の利用状況調査を行っております。この調査は、適正に管理されていない農地の把握及び所有者の方に対して農地の適正管理を依頼することにより、良好な耕作地の確保を目的として実施しているものでございます。

調査の結果、適正に管理がされていない農地につきましては、所有者の方に対して農業委員会から農地を適正に管理していただくよう指導しているところです。また、この調査で把握した農地以外に近隣の方から情報が寄せられた場合には、市の担当者が所有者の方へ指導をするとともに、休耕期間の土づくり対策として緑肥・景観作物の種子を配付しております。

今後につきましても、農業委員会と連携し、市内の不耕作地の減少に努めてまいります。

### (回答2) 澤田都市建設部長

歩道および歩道と車道の間付近に繁茂している雑草の除草について、お答えいたします。

道路に繁茂した雑草は、車両や歩行者の円滑な交通の妨げとなる場合がございますので、市の職員によるパトロールや市民の皆様からの通報などによってそのような事態が生じていることを把握した際には、速やかに、円滑な交通に支障がある場所から、委託業者または市職員による除草作業を行っております。

しかしながら、雑草が繁茂している状況を把握できていない場合もございますので、お気づきの際には、たいへんお手数ではございますが市の道路整備課までご連絡をいただければありがたく存じます。



市といたしましては、今後も雑草が繁茂する時期には現場パトロールなどで雑草の状況をよく確認し、車両や歩行者の通行に支障が生じないように、適切に除草作業を行ってまいりたいと考えております。

**No.7 民間の井戸の災害時利用について 「溝沼第三町内会」** 質問者：岡野会長

危機管理室では、防災啓発冊子を作成中で、その中に応急給水施設の位置が地図上に掲載されると聞いています。この応急給水施設というのは朝霞市が運営している施設だと思いますが、民間で利用している井戸はあるのでしょうか。

もし、民間の井戸があるとしたら、災害時（断水時）に近隣の住民に生活用水として提供してくれるような仕組みを作れないでしょうか。

**(回答) 重岡危機管理監**

災害時における井戸の活用につきましては、泉水3丁目に深井戸を所有する株式会社武蔵野ホールディングスと災害時における井戸水の支援の協定を締結しており、災害時には市からの要請に基づき支援していただけることになっておりますが、個人が所有しております井戸につきましては、一般的に浅井戸となり水質などの課題がございますので、現在、協定の締結は行っておりません。

今後におきましても、深井戸を所有する予定の企業等がある場合は、協定の締結をお願いしてまいります。

このような中、本市における災害時の飲料水及び生活水の確保につきましては、500ミリリットル入りペットボトルの「朝霞の雫」を常時2万本備蓄するとともに、応急給水設備として、泉水浄水場、岡浄水場を始め、博物館前や旧第四小学校付近にある深井戸施設及び東京都水道局朝霞浄水場にて応急給水を行うこととしているほか、第二小学校及び第四中学校に飲料水兼用耐震性貯水槽を設置しており、全小学校の防災倉庫には組み立て式の水槽や水を運搬するための袋を備蓄しております。

また、災害時における飲料水の提供に関する協定をコカ・コーライーストジャパン株式会社や株式会社伊藤園などの企業と締結しています。

**No.8 観音通線の現状と今後の予定について 「本町霞台町内会」**

質問者：松尾会長

2020年の東京オリンピック・パラリンピックにおいて、陸上自衛隊朝霞訓練場が射撃会場になるとのことです。オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、

朝霞市でもさまざまな受け入れの準備をされているかと思いますが、観音通線～朝霞駅から陸上自衛隊朝霞訓練場まで～の現状と今後の予定についてお聞かせください。

### (回答) 富岡市長

2020年東京オリンピック・パラリンピックの射撃競技が、陸上自衛隊朝霞訓練場を競技会場として開催されることとなっております。それに合わせまして、市といたしましては、都市計画道路観音通線を、最寄駅である東武東上線朝霞駅から国道254号を経て、競技会場までを結ぶ主要なアクセスルートとして、来場者を安全かつ円滑に送迎するシャトルバスの運行も念頭に置き、道路両側に歩道を完備した道路となるよう、東京オリンピック・パラリンピックを契機に、整備を早期に、また着実に進めているところでございます。

進捗状況でございますが、既に整備区間約278メートル、これは朝霞第四中学校前から国道254号まででございますが、この事業認可を取得し、現在は用地取得を優先して進めております。

今年度につきましては、4名の権利者の方々と既に契約を締結し、5名の権利者の方々と契約締結に向けた交渉を現在行っているところでございます。

また、道路整備に必要な設計を今年度から始めており、来年からは、いよいよ第四中学校前から県道に向かって工事を始め、再来年の平成30年までには県道まで、平成32年、すなわち東京オリンピック・パラリンピックの開催年である2020年の春までには国道254号までの全線を完成させる計画で工事を進めてまいります。

観音通線の整備により、朝霞駅南口から国道254号まで、道路両側に幅約3メートルほどの歩道が完備され、歩道を含めた幅が約16メートルほどになり、現在の四中近くの通りのような、綺麗な道路になる予定でございます。その結果、交通量が多少増加すると考えられますが、歩行者の安心・安全を図ることができるようになります。また、中央公園前の通りである公園通りと緑ヶ丘通線などから国道254号に出る際に、渋滞が度々発生しておりますが、観音通線が開通することにより、その渋滞もある程度解消できると考えております。

今後につきましても、事業に関係する方々のご理解を賜りながら2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催までに全線開通を目指して、着実に整備を進めてまいりたいと考えております。

**No.9 内間木地区の水害対策について 「田島町内会」 質問者：醍醐会長**

最近のゲリラ豪雨などで、内間木地域では頻繁に内水氾濫が多くなっております。地域住民は大雨のたびに対策に追われ、不安な日々を過ごしており、もはや一個人だけの問題ではないものと思われまます。

根本的な解決策を市として講じていただけないかお伺いします。

**(回答) 富岡市長**

内間木地区は、荒川と新河岸川に挟まれた低地で、雨水も地下になかなか浸み込まず、また道路の側溝や下水管を整備して新河岸川に排水しようとしても、地形が平坦で、川の水位と地盤との高低差がほとんど無く、排水が流れにくく停滞してしまうため、道路冠水等が発生しやすい状況にあります。

内水氾濫の根本的な解決策といたしましては、排水ポンプを増設するなどして、雨水を新河岸川に排水する設備を強化し、排出量を増やすことが考えられますが、河川への排出量を増やすと氾濫の危険性が高まるため、新河岸川を管理する埼玉県からは、現時点では新河岸川への排出量の増加は認められないと言われており、根本的な解決策を講じることは難しい状況です。

このため、市といたしましては、河川への排出量は現状のまま、地表面に雨水を滞留させないようにするための対策といたしまして、既存の下水道施設や、雨水排水の経路となっている水路をより有効に活用するための対策を講じており、それに加えて、下水管や道路側溝の新設を進めているところでございます。

具体的には、内間木地区の雨水の排水経路となっている水路の水はけを良くするために浚渫を進めているほか、私のアクションプランに位置づけました雨水排水の緊急改善対策といたしまして、有限会社伊藤設備工業所周辺の雨水対策として、雨水の排水能力を向上させるため、より大きな雨水管に入れ替えるとともに、雨水排水を流す方向を変える工事を実施いたしました。

また、今年度はさらなる対策として、新たにU字溝を設置するほか、県道朝霞蕨線のNTT内間木電話交換センター周辺で、雨水の排水能力を向上させるためのバイパス管布設工事を実施する計画となっております。

さらに、将来、埼玉県が施工する国道254号和光富士見バイパスの第2期整備に合わせて、上内間木地区の道路の緑地帯の地下に雨水を貯められる貯留槽を整備させてもらえることになり、現在、どの程度の大きさのものが整備できるか検討を進めております。また、県に対し、バイパスの整備促進と併せて、この貯留槽整備の早期実現も要望していきたいと思っております。

そして、冒頭に申し上げました、内水氾濫の根本的な解決策である排水ポンプなどの排水設備の増強を実現させるためにも、新河岸川を管理する県に、河川への排出量の増加をお認めいただけるよう、あわせて要望していきたいと考えております。

**No.10 公園の利活用について 「霞ヶ丘親睦会」 質問者：小野会長**

高齢化社会を迎えて健康の維持向上で散歩などをします。先般あるテレビで放映されていましたが、公園の空地を利用して、健康器具が設置されていて（難しいものではなく簡単なもの）、多くの方が利用する姿が放映されていました。

一考かと思えます。朝霞市ではいかがでしょうか。

**(回答) 澤田都市建設部長**

現在、市では14箇所の公園に8種類、計40基の健康器具系施設、いわゆる健康遊具を設置し、多くの方々にご利用いただいております。

市のみどり公園に関する計画である「みどりの基本計画」におきましても、公園の魅力を高める主な取組として、「健康器具系施設の計画的配置と活用」を掲げておりますので、今後も市民の健康づくりに役立てていただけるよう、予算の範囲内で、設置に適した空間に健康遊具を整備してまいりたいと考えております。

また、昨年度までに黒目川まるごと再生プロジェクトにより遊歩道が完備された黒目川沿いにおきまして、今年度、川沿いの広場やポケットパーク等の5箇所に、散歩やジョギングの途中にストレッチ等を行っていただけるよう、ストレッチベンチ、ぶら下がり健康遊具、前屈台の整備を行っております。早いところでは、11月14日月曜日にご利用いただけるようになります。お近くをお通りの際には、利用方法が書かれた説明板の内容をお読みいただいたうえで、ぜひご利用いただければありがたく存じます。

**No.11 垣根を越えた木々の伐採について 「霞ヶ丘親睦会」 質問者：小野会長**

各戸から塀を大きく乗り越えた木々について、通行の妨げや車の運転に支障が生じたり、また、防犯灯を覆っている状況が見受けられます。

町内会としても声を掛けられる場合と、それが叶わない所があります。

現在も市にお願いして伐採することもあります。もっと自らが自覚する様な指導ができればと思えます。

常識なのですが、市の広報などで呼びかけ、マナーの徹底ができないでしょうか。

## (回答) 内田市民環境部長

垣根を越えた木々の伐採についてお答えいたします。

樹木や雑草の繁茂による枝などの越境につきましては、放置することにより事故などにつながる危険性もあり、身近な町内会からのお声掛けは非常に有効でありますので、町内会長である皆様の御対応に感謝申し上げます。

お声掛けが難しい場合には、市で訪問するなどの対応も可能ですので、御連絡をいただきますようお願いいたします。

ご質問にもありましたように、民地の場合には、市が直接、伐採することができないため、管理者のマナーによるところが大きく、対応に苦慮しているのが現状ではございますが、今後も、広報あさかや市ホームページなどによるマナーやモラルの向上についての啓発活動の強化に努めてまいりますので、引き続き皆様の御協力をお願いいたします。